

## 「ウィンターパス 2025」利用約款

2024 年 10 月 30 日 制定

### (通則)

#### 第 1 条

本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する「ウィンターパス 2025」(以下「本商品」といいます。)について適用します。

### (定義)

#### 第 2 条

本約款の中で使用する用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

一 ETC 無線通信 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成 11 年建設省令第 38 号)第 2 条第 2 項に基づき定められた ETC システム利用規程第 2 条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。

二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が発行した ETC パーソナルカードをいいます。

三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条第一号に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条第四号に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

五 ドラぶらの旅 当社が旅行者へ提供する募集型企画旅行及び受託型企画旅行をいいます。

### (対象車両)

#### 第 3 条

本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等(車種区分については、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 25 条第 1 項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じです。)が対象です。

### (実施期間等)

#### 第 4 条

本商品の申込期間は、2024 年 10 月 30 日(水)から 2025 年 4 月 7 日(月)までとします。

2

本商品の実施期間は、2024 年 12 月 2 日(月)から 2024 年 12 月 25 日(水)及び 2025 年 1 月 6 日(月)

から 2025 年 4 月 7 日(月)とし、その間の利用開始日を含め連続する最大 3 日間(利用開始日の 0 時から利用最終日の 24 時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の 24 時まで)を利用期間とします。なお、本商品の実施期間及びお申し込み時に登録された利用開始日によっては、利用期間が 2 日間または利用開始日 1 日限りとなる場合があります。

3

各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時によるものとします。ただし本線料金所が設置されているインターチェンジ(以下「IC」といいます。(東北自動車道 浦和本線料金所、関越自動車道 新座本線料金所、常磐自動車道 三郷本線料金所、東北自動車道 福島JCT料金所・東北中央自動車道 米沢北本線料金所))では、本線料金所の通行日時をもって判定します。

(申込方法等)

第 5 条

本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾の上、利用開始までに当社ホームページ内のドラぷらから申し込みください。本商品申し込み前の走行については、本商品の適用を受けません。ただし、往路の通行において、入口料金所通過後の申し込みであっても、出口料金所の通過前であれば、その走行には本商品が適用されます。なお、申し込みの際は、利用開始日、車種、申込者氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETC カード番号及び ETC カードの有効期限(以下「登録内容」といいます。)を登録してください。

3

当社は、申し込みされた内容を正常に確認し、受付手続きが完了したときには、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信時をもって申込内容を有効とします。

4

申込時に登録した ETC カード(以下「登録 ETC カード」といいます。)の利用可否は発行カード会社または六会社の定めによるため、本商品の申込受付が完了したことをもって、申込時の登録 ETC カードが高速道路を利用できることを保証するものではありません。

5

当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行する ETC コーポレートカードでは本商品に申し込みできません。

6

本商品は、本条各項の規定にかかわらず第 11 条の規定に該当したときは、本商品の適用対象外若しくは本商品の申込みを無効とし、第 7 条第 1 項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金(ETC 時間帯割引が適用される場合、ETC 時間帯割引適用後の料金。以下同じ。)の支払いを受けます。

7

当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日の申込みはお控えください。同一日の申込みをした場合は、第 12 条第 1 項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

(申込内容の変更)

#### 第 6 条

本商品の申し込みが完了した後は、申込内容を変更することはできません。申込内容について変更が必要な場合は、第 12 条第 1 項に定める解約を行ったうえで、再度当社ホームページ内のドラぷらで申込手続きを行ってください。

(利用方法)

#### 第 7 条

本商品の利用は、申込時に登録した利用期間内に①に次いで②の順でご利用ください。

①別表(1)から別表(19)に定める発着エリア内のICから目的地エリア内のICまでの通行(以下「往路」といいます。):1回

ただし、別表(7)及び(8)に定める「蔵王プラン」については、発着エリア内のいずれかのICから流入し、当社が管轄する高速道路のみを通行して、東北自動車道 福島JCT料金所・東北中央自動車道 米沢北本線料金所を通過し、当社が管轄する高速道路のみを通行して、目的地エリア内のいずれかのICを流出する通行を行ったものについても1回とします。

この際、東北自動車道 福島JCT料金所と東北中央自動車道 米沢北本線料金所の乗継を 6 時間以内に連続して行ってください。

②別表(1)から別表(19)に定める目的地エリア内のICから発着エリア内のICまでの通行(以下「復路」といいます。):1回

ただし、別表(7)及び(8)に定める「蔵王プラン」については、目的地エリア内のいずれかのICから流入し、当社が管轄する高速道路のみを通行して、東北中央自動車道 米沢北本線料金所・東北自動車道 福島JCT料金所を通過し、当社が管轄する高速道路のみを通行して、発着エリア内のいずれかのICから流出する通行を行ったものについても1回とします。

この際、東北中央自動車道 米沢北本線料金所と東北自動車道 福島JCT料金所の乗継を 6 時間以内に連続して行ってください。

2

本商品は、第4条第2項に定める実施期間内であっても、復路における発着エリア内のICで流出された際に終了となります。

3

高速道路の通行止めにより途中のIC等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するIC等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先のIC等(通行止め解除後は当該通行止め区間のICを含む)から高速道路へ進入してください。

4

本商品を利用する場合は、申込時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する自動車1台で通行してください。登録車種よりも下位の車種で通行した場合は、登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

5

料金所においては、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。

6

入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンで通行券を取り、出口料金所においては、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。出口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください。いずれの場合も本商品が適用されます。なお、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンに料金精算機が設置されている料金所では、料金精算機による出口精算となりますので、利用方法が分からない場合は係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。

(請求等)

#### 第8条

本商品を申し込み、第7条第1項①に次いで同項②の走行を行った場合、本商品の料金を請求いたします。なお、登録 ETC カードに ETC マイレージサービスの還元額(以下「マイレージ還元額」といいます。)がある場合は、マイレージ還元額から本商品の支払いに充当します。

2

本商品の対象となる各通行にかかる料金所の料金表示器の表示、ETC 車載器の料金表示及び音声案内並びにETC利用照会サービスにおける利用明細の確定までの間の料金表示は通常の料金(ETC時間帯割引が適用された通行の場合は割引後の料金。以下同じ。)となります。

3

ETC 利用照会サービス、マイレージ還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次のとおりとなります。

第7条第1項①に定める通行は、入口ICが「企画割引」となり、通行料金の欄が本商品の料金となります。

第7条第1項②に定める通行は消去されます。

4

クレジットカード会社または六会社が ETC パーソナルカードの管理運営を行うため設置する事務局が発行する請求書には、本商品の対象となる第7条第1項②に定める通行にかかる走行明細は記載されません。

5

ETC パーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額(以下「未払債務の合計額」といいます。)が、ETC パーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金(ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金。以下同じ。)で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

・詳しくはこちら

(他の割引との適用関係)

第9条

ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

2

前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。

3

本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません(本商品の料金の額には、ETC 時間帯割引や障がい者割引は適用しません)。なお、ETC マイレージサービスのポイント付与は、第 8 条第 1 項で請求する額に適用します。

4

本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

#### 第 10 条

2024 年 12 月 2 日(月)から 2024 年 12 月 25 日(水)及び 2025 年 1 月 6 日(月)から 2025 年 4 月 7 日(月)までの期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第 7 条第 1 項①に次いで②に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの付与ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。

2

前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

#### 第 11 条

各通行が次の各号の一に該当する場合は本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
- 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
- 三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人又はその法人の社員でないとき
- 四 登録 ETC カード以外の ETC カードを使用したとき
- 五 登録車種より上位の車種で通行したとき
- 六 第 7 条第 1 項①で適用された自動車と第 7 条第 1 項②で適用された自動車が異なるとき
- 七 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通じたとき
- 八 第 7 条第 1 項②において、入口料金所を利用期間内に通過し、出口料金所を利用終了日の翌々日までに通過しなかったとき

(解約等)

#### 第 12 条

本商品の申込者は、申込時に登録した利用開始日以前に、当社ホームページ内のドラぷらで解約す

ることができます。

2

前項に基づく解約が行われない場合でも、申込時に登録した利用期間内に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項①に次いで同項②の通行がなかった場合には、申込時に遡って解約したものとし、本商品の料金は支払いを受けません。

(個人情報の保護)

第 13 条

本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める「ウィンターパス 2025 プライバシーポリシー」に従って適切に取り扱います。

(免責事項)

第 14 条

当社は、次の各号に掲げるときには、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない申込内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし、または窃取されたとき。
- 四 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 六 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第 15 条

当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。

2

当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3

当社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

(附則)

この約款は、2024 年 10 月 30 日(水)から施行します。

(別表)

(別表 1)

湯沢・沼田・水上プラン(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから三芳スマートICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡 自動車道	あきる野ICから青梅ICまで、桶川加納ICから下総ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E17 関越自動車道	沼田ICから六日町ICまで

(別表 2)

湯沢・沼田・水上プラン(川越ー花園発着)

(発着エリア)



道路名	インターチェンジ
E17 関越自動車道	川越ICから花園ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	入間ICから桶川北本ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E17 関越自動車道	沼田ICから六日町ICまで

(別表3)

白馬・志賀・妙高プラン(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから三芳スマートICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野ICから青梅ICまで、桶川加納ICから下総ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E18 上信越自動車道	更埴JCTから上越高田ICまで
E19 長野自動車道	更埴ICから更埴JCTまで

(別表 4)

白馬・志賀・妙高プラン(川越ー花園発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E17 関越自動車道	川越ICから花園ICまで
C4 首都圏中央連絡 自動車道	入間ICから桶川北本ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E18 上信越自動車道	更埴JCTから上越高田ICまで
E19 長野自動車道	更埴ICから更埴JCTまで

(別表 5)

菅平・軽井沢プラン・(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから三芳スマートICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野ICから青梅ICまで、桶川加納ICから下総ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E18 上信越自動車道	松井田妙義ICから坂城ICまで

(別表 6)

菅平・軽井沢プラン(川越ー花園発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E17 関越自動車道	川越ICから花園ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	入間ICから桶川北本ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E18 上信越自動車道	松井田妙義ICから坂城ICまで

(別表 7)

蔵王プラン(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	川口JCTから浦和ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから花園ICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野ICから川島ICまで、境古河ICから下総ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E48 山形自動車道	山形蔵王ICから山形JCTまで
E13 東北中央自動車道	かみのやま温泉ICから山形JCTまで

蔵王プラン(首都圏発着)は、往路通行及び復路通行において、それぞれ直通通行と乗継通行のいずれ

れかの通行を行うことによりプランが適用されます。

なお、乗継通行(福島JCT料金所・米沢北本線料金所経由)の場合のみ、往路および復路で必ず以下の①～④の走行を連続して行ってください。また、②～③の乗継を6時間以内に連続して行ってください。

**【往路走行】**

**A.直通通行**

発着エリア内のいずれかのICから流入し、当社が管轄する高速道路のみを通行して、目的地エリア内のいずれかのICから流出する通行

**B.乗継通行**

- ①発着エリア内のいずれかの IC を流入
- ②当社が管轄する高速道路のみを通行して、東北中央自動車道 福島JCT料金所を通過
- ③東北中央自動車道 米沢北本線料金所を通過
- ④当社が管轄する高速道路のみを通行して、目的地エリア内のいずれかの IC を流出

**【復路走行】**

**A.直通通行**

目的地エリア内のいずれかのICから流入し、当社が管轄する高速道路のみを通行して、発着エリア内のいずれかのICから流出する通行

**B.乗継通行**

- ①目的地エリア内のいずれかの IC を流入
- ②当社が管轄する高速道路のみを通行して、東北中央自動車道 米沢北本線料金所を通過
- ③東北中央自動車道 福島JCT料金所を通過
- ④当社が管轄する高速道路のみを通行して、発着エリア内のいずれかの IC を流出する走行

(別表 8)

蔵王プラン(岩槻ー羽生発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	岩槻ICから羽生ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	桶川北本ICから五霞ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E48 山形自動車道	山形蔵王ICから山形JCTまで
E13 東北中央自動車道	かみのやま温泉ICから山形JCTまで

蔵王プラン(岩槻-羽生発着)は、往路通行及び復路通行において、それぞれ直通通行と乗継通行のいずれかの通行を行うことによりプランが適用されます。

なお、乗継通行(福島JCT料金所・米沢北本線料金所経由)の場合のみ、往路および復路で必ず以下の①～④の走行を連続して行ってください。また、②～③の乗継を6時間以内に連続して行ってください。

**【往路走行】**

**A.直通通行**

発着エリア内のいずれかのICから流入し、当社が管轄する高速道路のみを通行して、目的地エリア内のいずれかのICから流出する通行

**B.乗継通行**

- ①発着エリア内のいずれかの IC を流入
- ②当社が管轄する高速道路のみを通行して、東北中央自動車道 福島JCT料金所を通過
- ③東北中央自動車道 米沢北本線料金所を通過
- ④当社が管轄する高速道路のみを通行して、目的地エリア内のいずれかの IC を流出

**【復路走行】**

**A.直通通行**

目的地エリア内のいずれかのICから流入し、当社が管轄する高速道路のみを通行して、発着エリア内のいずれかのICから流出する通行

**B.乗継通行**

- ①目的地エリア内のいずれかの IC を流入
- ②当社が管轄する高速道路のみを通行して、東北中央自動車道 米沢北本線料金所を通過
- ③東北中央児童者道 福島JCT料金所を通過
- ④当社が管轄する高速道路のみを通行して、発着エリア内のいずれかの IC を流出する走行

(別表 9)

猪苗代・磐梯プラン(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	川口JCTから浦和ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから花園ICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡 自動車道	あきる野ICから川島ICまで、境古河ICから下総ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	郡山ICから二本松ICまで
E49 磐越自動車道	郡山JCTから会津若松ICまで

(別表 10)

猪苗代・磐梯プラン(岩槻ー羽生発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	岩槻ICから羽生ICまで

C4 首都圏中央連絡 自動車道	桶川北本ICから五霞ICまで
--------------------	----------------

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	郡山ICから二本松ICまで
E49 磐越自動車道	郡山JCTから会津若松ICまで

(別表 11)

猪苗代・磐梯プラン(水戸発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E6 常磐自動車道	千代田石岡ICから日立北ICまで
E50 北関東自動車道	水戸南ICから友部JCTまで
E50 東水戸道路	水戸大洗ICから水戸南ICまで
E51 東関東自動車道	鉾田ICから茨城町JCTまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
-----	----------



E4 東北自動車道	郡山ICから二本松ICまで
E49 磐越自動車道	郡山JCTから会津若松ICまで

(別表 12)

那須・塩原プラン(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	川口JCTから浦和ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから花園ICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡 自動車道	あきる野ICから川島ICまで、境古河ICから下総ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	西那須野塩原ICから白河ICまで

(別表 13)

那須・塩原プラン(岩槻ー羽生発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	岩槻ICから羽生ICまで
C4 首都圏中央連絡 自動車道	桶川北本ICから五霞ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	西那須野塩原ICから白河ICまで

(別表 14)

安比・八幡平・雫石・田沢湖プラン(仙台発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	仙台南ICから大和ICまで
E6 仙台東部道路	名取ICから仙台港北ICまで
E6 三陸自動車道	仙台港北ICから利府塩釜ICまで
E48 仙台南部道路	仙台南ICから仙台若林JCTまで
E6 仙台北部道路	富谷ICから利府JCTまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	盛岡南ICから安代ICまで

(別表 15)

夏油プラン(仙台発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	仙台南ICから大和ICまで
E6 仙台東部道路	名取ICから仙台港北ICまで
E6 三陸自動車道	仙台港北ICから利府塩釜ICまで
E48 仙台南部道路	仙台南ICから仙台若林JCTまで
E6 仙台北部道路	富谷ICから利府JCTまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	平泉前沢ICから北上江釣子ICまで

(別表 16)

猪苗代・磐梯プラン(仙台発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	仙台南ICから大和ICまで
E6 仙台東部道路	名取ICから仙台港北ICまで
E6 三陸自動車道	仙台港北ICから利府塩釜ICまで
E48 仙台南部道路	仙台南ICから仙台若林JCTまで
E6 仙台北部道路	富谷ICから利府JCTまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	郡山JCTから二本松ICまで
E49 磐越自動車道	郡山JCTから会津若松ICまで

(別表 17)

<新潟発着>

湯沢(新潟発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
-----	----------

E49 磐越自動車道	新津ICから新潟中央ICまで
E7 日本海東北 自動車道	豊栄新潟東港ICから新潟中央JCTまで
E8 北陸自動車道	新潟中央JCTから巻潟東ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E17 関越自動車道	湯沢ICから小出ICまで

(別表 18)

白馬・志賀・妙高プラン(新潟発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E49 磐越自動車道	新津ICから新潟中央ICまで
E7 日本海東北 自動車道	豊栄新潟東港ICから新潟中央JCTまで
E8 北陸自動車道	新潟中央JCTから巻潟東ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
-----	----------

E8 北陸自動車道	糸魚川ICから上越JCTまで
E18 上信越自動車道	信州中野ICから上越JCTまで

(別表 19)

猪苗代・磐梯プラン(新潟発着)

(発着エリア)

道路名	インターチェンジ
E49 磐越自動車道	新津ICから新潟中央ICまで
E7 日本海東北 自動車道	豊栄新潟東港ICから新潟中央JCTまで
E8 北陸自動車道	新潟中央JCTから巻潟東ICまで

(目的地エリア)

道路名	インターチェンジ
E4 東北自動車道	郡山JCTから二本松ICまで
E49 磐越自動車道	郡山JCTから会津若松ICまで

ETC でのご利用料金は、お客さまがご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

## 【例】

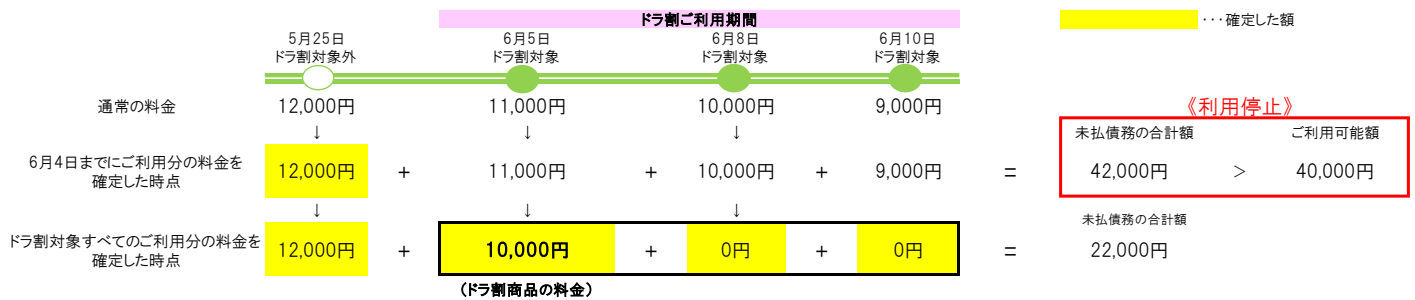
○デポジット額 40,000 円

○ご利用可能額 40,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

## 1. ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、11,000 円、10,000 円、9,000 円)で計算するため 42,000 円となり、一時的にご利用可能額(40,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



## 2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、10,000 円、9,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 41,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

